

新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）補助金交付要綱 新旧対比表

改正前			改正後		
（補助対象経費及び補助額） 第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。			（補助対象経費及び補助額） 第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。		
別表			別表		
種別	基準額	対象経費	種別	基準額	対象経費
病床確保に係る協定締結医療機関	(1) 簡易陰圧装置 1 病床当たり 4,320,000 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR 検査装置）、簡易ベッドの購入費  <u>（ただし新規購入及び増設する場合に限る。）</u>	病床確保に係る協定締結医療機関	(1) 簡易陰圧装置 1 病床当たり 4,320,000 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR 検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ）、簡易ベッドの購入費
	(2) 検査機器（PCR 検査装置） 1 台当たり 9,350,000 円			(2) 検査機器（PCR 検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ） 1 台当たり 9,350,000 円	
	(3) 簡易ベッド 1 台当たり 51,400 円			(3) 簡易ベッド 1 台当たり 51,400 円	
発熱外来に係る協定締結医療機関	(1) 検査機器（PCR 検査装置） 1 台当たり 9,350,000 円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR 検査装置）、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の購入費	発熱外来に係る協定締結医療機関	(1) 検査機器（PCR 検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ） 1 台当たり 9,350,000 円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR 検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ）、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の購入費
	(2) 簡易ベッド 1 台当たり 51,400 円			(2) 簡易ベッド 1 台当たり 51,400 円	
	(3) HEPA フィルター付き空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る。） 1 か所当たり 905,000 円			(3) HEPA フィルター付き空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る。） 1 か所当たり 905,000 円	

改正前			改正後		
		<u>(ただし新規購入及び増設する場合に限る。)</u>			

附 則

この要綱は、令和7年10月21日から施行し、令和7年度の予算に係る新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）補助金から適用する。